

3 都市景観形成の方針

～山並みや海の景観と調和したまち並みを実現するために～

1. 都市景観の状況

平成16年6月に都市、農山漁村等における良好な景観の形成を促進することを目的とした景観法が制定され、景観法(制定)への対応準備を進めている

- 景観法では、景観行政団体となっている都道府県や市町村が「景観計画」を策定した場合、景観区域内において、建築物の新築や工作物の設置等を行うには、あらかじめ届出が必要となります。また、その届出が景観計画に適合しないと判断した場合は勧告をすることができます。さらに、景観形成の重点エリアとして都市計画に「景観地区」を定めると、当該地区では建築物の色やデザイン、高さ等を制限することができます。
- 本市においては、既に都市景観条例を制定するなど市独自の景観づくりを行ってきましたが、景観法の制定を受け、これまでの取り組みをベースとした新たな対応を検討しています。また、鎌倉の世界遺産登録へ向けた動きの中で、景観形成のあり方を市民意見を踏まえながら、検討を進めていきます。

2. 主な動向と取り組み

部門別の方針(本編65～69ページ)に掲げる具体的な方針についての主な動向と取り組みは次のとおりです。

方針 1) 構造別景観形成 2) 類型別景観形成

施策推進に関する検討を進めた

- 都市景観形成事業、電線類地中化推進プログラム、眺望景観誘導指針等の検討を進めました。
- 一定規模以上の建築行為等については、ガイドラインを策定し景観誘導を行いました。

古都保存法等による地区の拡大を進めた

- 大仏・長谷観音歴史的風土特別保存地区の拡大を行いました(2.5ha、H15.9)。
- 歴史的風土保存区域の拡大を行いました。(33ha、H12.3)

- 風致地区の指定拡大(9ha、H14.4)及び種別(第2種～第4種)の指定を行いました。
- 特別緑地保全地区を指定しました(4地区、10.1ha)。

各種調査と史跡等の指定を進めた

- 世界遺産登録準備として歴史遺産検討委員会を設置(H14.2)したほか、各切通周辺詳細分布調査、切通等遺構確認調査、重要遺構(大仏周辺、仏法寺跡)確認調査を行いました。
- 東勝寺跡(H10.7)、法華堂(源頼朝墓)(H12.1)、鎌倉大仏殿跡(H16.2)の国指定史跡の指定及び朝夷奈切通の国指定史跡の追加指定(H15.8)を行いました。また国指定史跡鶴岡八幡宮保存管理計画の改訂を行いました(H13.3)。

景観形成地区の指定、建築物の景観誘導を進めた

- 由比ガ浜通り(下馬～六地藏)(H10.7)、浄明寺胡桃ヶ谷(H11.1)、鎌倉芸術館周辺(H14.4)、由比ガ浜中央(H17.1)において、景観形成地区の指定を行いました。

普及啓発活動のほか、景観形成推進に関する検討を進めた

- 普及啓発活動として、かまくら景観百選の選定や景観づくり賞を実施しました。
- 景観重要建築物等の指定(11件:平成10年4月以降)を行いました。
- 神奈川県屋外広告物条例許認可事務の事務委任を受け、屋外広告物の適正な掲出の誘導と違反広告物の除却を行いました。

3. 重点的に取り組む内容

重点

1) 良好な景観形成の推進

景観法の制定を好機と捉え、今後とも良好な景観を形成していくためには、建築物の高さ等の誘導等を図るとともに、無電柱化の推進など景観に配慮した環境整備を進めることが重要です。

(1) 地域の特徴を考慮した建築物の高さ等の誘導

- 眺望景観誘導指針(案)等を参考として、地域の特性に応じた建築物の形態のあり方について検討し、地域住民や土地所有者等の理解を得ながら、建築物の高さの誘導方策を検討します。
- 特に鎌倉地域の中心部については、多くの市民や来訪者でにぎわう古都鎌倉の顔としての景観を形成するため、建築物の高さ等の誘導方策を検討します。
- 景観形成地区の指定や地区計画の策定に向けた、地域住民の自主的なまち並み形成のための活動を支援します。

(2) 景観法の活用

- さらなる景観行政推進のために、景観法の活用を図ります。
- 景観行政団体となり、景観計画を策定し、景観行政のさらなる推進を図ります。

(3) 無電柱化等の推進

- 防災や福祉、円滑な交通移動等の観点だけではなく、都市景観の向上の観点からも、無電柱化の推進等について関係機関との調整を行い、歩行空間の確保にあわせて効果的かつ効率的に促進します。

重点

2) 地域資源を活かした景観づくりの推進

地域の個性を尊重した景観の形成を図るためには、地域ごとの景観形成のルールを定め、地域資源を活かした景観づくりを推進することが重要です。

(1) 地域における景観形成の推進

- 「かまくら景観百選」等それぞれの地域資源を再発見し、それらの資源を活かした市民主体の景観づくりを推進します。

(2) 路地空間の景観保全

- 鎌倉の暮らしを感じる貴重な地域資源となっている路地空間のあり方について、緊急時や防災面も考慮して検討します。また、板塀や生垣等のしつらえ方等、沿道のまち並み景観の保全、活用方法について検討します。